



平成 21 年 12 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代 表 者 名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号:8922 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管理本部副本部長 奥田 広志
電 話 番 号 06-4391-2001(代表)

**業務資本提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、
並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合（以下「NIS バリュースアップ・ファンド3号」といいます。）との業務資本提携についての合意、並びに第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に異動が生じる見込みです。

以上につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株式及び本新株予約権の募集の概要

本新株式発行の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 12 月 25 日
(2) 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 144,176 株
(3) 発 行 価 額	5,202 円
(4) 調 達 資 金 の 額	750,003,552 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による
(6) 割 当 予 定 先	NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合 144,176 株
(7) そ の 他	金融商品取引法に基づく発行登録の効力が発生しており、当該効力が停止していないこと、及び、発行登録追補書類の提出がなされていることを条件とします。

本新株予約権発行の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 12 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	270 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個あたり 258,308 円

(4)	当該発行による 潜在株式数	135,000株
(5)	調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	(新株予約権の発行による調達額) 69,743,160円 (新株予約権の行使による調達額) 702,270,000円
(6)	行使価額	5,202円(1株当たりの行使価額)
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8)	割当予定先	NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合 270個
(9)	その他	金融商品取引法に基づく発行登録の効力が発生しており、当該効力が停止していないこと、及び、発行登録追補書類の提出がなされていることを条件とします。 また、当該新株予約権には、新株予約権の割当日より3ヶ月を経過した日以降、当社普通株式の終値が、10取引日連続して行使価額の200%を超過した場合、取得日の20日前までに新株予約権者への通知又は公告を行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

2. 業務資本提携の目的及び理由

昨今のグローバルな経済危機の長期化による資本市場の信用収縮及び金融機関の不動産向け融資姿勢の厳格化などにより、不動産市況は依然厳しく、当社グループを取り巻く事業環境としても舵取りが難しい状況が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、平成21年3月期連結会計年度（平成20年9月1日から平成21年3月31日）において財務基盤の健全化と強化に向けた事業の選択と集中を踏まえた保有不動産の売却と販売管理費の削減を推進しました。しかしながら、平成21年11月12日付公表の平成22年3月期第2四半期決算短信の通り、当社グループは、平成22年3月期第2四半期連結会計期間において、1,124百万円の連結営業損失、1,297百万円の連結経常損失、1,695百万円の連結四半期純損失を計上しており、同期間に係る連結財務諸表及び（個別）財務諸表においては、平成21年3月期連結会計年度及び平成22年3月期第1四半期連結会計期間に引き続き、継続企業の前提に関する注記が付されております。平成22年3月期第3四半期以降も厳しい経営環境が継続しており、平成22年3月期（通期）は連結営業損失を計上する見込みである。など、自己資本の充実及び流動性資金の確保を含めた財務基盤の健全化・強化は、引き続き当社の重要な経営課題となっております。

当社は、平成 21 年 5 月 15 日付プレスリリース「当社普通株式及び新株予約権発行に係る発行登録に関するお知らせ」にて公表のとおり、株式及び新株予約権に係る発行登録を通じて、今後の当社の事業戦略を理解し、事業展開をともに行って頂ける事業会社、金融投資家、既存取引先といった候補先に対する第三者割当の方法による新株式又は新株予約権の発行を行うこと、又は他の資金調達を行うことを検討してまいりました。これに関連して、平成 21 年 6 月 29 日に新株式（発行価額の総額：約 146 百万円）及び新株予約権（払込金額の総額に当初行使価額の総額を加えた金額：約 1,011 百万円）の発行を行い、さらに、平成 21 年 8 月 7 日に新株式（発行価額の総額：約 99 百万円）の発行を行いました。しかしながら、上記新株予約権につきましては、その後の当社の株価が当該新株予約権の行使価額を大幅に下回る水準が継続するなど、当初予定した新株予約権の行使価額の払込みによる資金調達が必ずしも期待できない状況になっております。

当社は、上記新株式及び新株予約権の発行後も引き続き様々な方法及び投資家による資金調達の可能性を模索しておりましたが、本日開催の取締役会において、上記の発行登録を利用し、当社の自己資本の充実及び財務基盤の健全化・強化を目的とした資本政策として、また、特定の企業グループの子会社・関連会社となり、同企業グループとの業務提携を通じて中長期的な事業の安定と拡大することを目的とした事業・経営政策として、NIS バリュアアップ・ファンド 3 号との間で業務資本提携（以下「本業務資本提携」といい、そのうち業務上の提携を「本業務提携」といいます。）を実行し、NIS バリュアアップ・ファンド 3 号を割当予定先とする本新株式の発行及び本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

本新株式の発行と併せて本新株予約権の発行を行う理由は、現時点での株式の希薄化を考慮しつつ、今後当社の事業拡大に応じて発生する資金調達需要への機動的な対応を可能とするとともに、NIS バリュアアップ・ファンド 3 号が当社の企業価値向上に対してインセンティブを有することを通じて、より強固な関係を構築することがあります。当社といたしましては、本業務資本提携を通じて、厳しい事業環境の下でも経営改革を推し進めることができると判断し、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

NIS バリュアアップ・ファンド 3 号は、中堅・中小企業向けの投資銀行業務を営む NIS グループ株式会社（以下「NIS グループ」といいます。）の子会社であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社を中心となって組成した民法上の任意組合であります。NIS グループは平成 17 年 3 月に当社が有償一般募集により発行した普通株式を引受けて頂いた経緯もあるため、当社グループが展開するビジネスモデルについて深いご理解とご賛同をいただきました。また、NIS バリュアアップ・ファンド 3 号の出資者（以下「本出資者」といいます。）は、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンに基づき創設された「中小企業振興ネットワーク」に参加されており、当社が NIS バリュアアップ・ファンド 3 号との本業務資本提携に基づく資本・

業務上の関係強化を通じて、中小企業振興ネットワークに参加する企業との連携を行い、不動産事業者や金融機関向けのソリューションテクノロジーの提供先の確保等、高い事業上のシナジーが期待できるものと判断いたしました。加えて、当社が今後の新規事業分野として重視している中国国内における不動産事業の推進という点についても、その事業の大きな可能性についてNIS バリュースアップ・ファンド3号と当社は共通の認識にたっており、今後、本出資者の一部との間でジョイントベンチャーを設立し、日本国内と同様の不動産ネットオークション事業等を中国において展開するための安定的かつ発展的な協働体制を構築できるものと見込んでおります。

3. 業務資本提携の内容等

(1) 業務提携の内容

本業務提携は、当社と本出資者及びその取引先に対する当社のソリューションテクノロジーの提供及び当社の有する関連ノウハウの提供等を通じて、当社及び本出資者の事業拡大及び収益貢献を図ること、並びに中国国内における不動産ネットオークション事業（仮称「マザーズオークション China」）を本出資者との間で新たに設立する予定のジョイントベンチャーを通じて展開することを目的としております。特に後者については、当社の有する不動産ネットオークション（「マザーズオークション」）のビジネスモデルが、中国における不動産慣習とマッチし易く、ビジネスとしての高い潜在力を有しているとの理解をNIS バリュースアップ・ファンド3号との間で共有しております。

本業務提携の具体的な内容は以下の通りです。

- ① 本出資者及びその取引先への当社のソリューションテクノロジーの提供
- ② 本出資者からの当社のソリューションテクノロジー提供事業に対する顧客紹介
- ③ 本出資者との中国国内におけるジョイントベンチャーの設立
- ④ 当該ジョイントベンチャーを通じた、中国国内及び日本双方の不動産を取り扱う仮称「マザーズオークション China」の展開
- ⑤ 当該ジョイントベンチャーを通じた、中国国内の新たな提携企業に対する当社のソリューションテクノロジーの提供
- ⑥ 当該中国提携企業の顧客である潜在的バイヤーに対して仮称「マザーズオークション China」を通じた日本の不動産情報を提供することによる、中国と日本との間の新たな不動産売買チャネルの創出
- ⑦ その他、当社、NIS バリュースアップ・ファンド3号及び本出資者間で別途合意した事項

本出資者との具体的な業務提携の内容が決まりましたら、適宜、適時開示をいたします。

(2) 資本提携の内容

- ① NIS バリュアアップ・ファンド3号は、当社との間で本株式及び本新株予約権に関する総数引受契約を締結し、払込期日(平成21年12月25日)に、本新株式144,176株(平成21年9月30日現在の当社の普通株式の54.7%に相当)及び本新株予約権270個(本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の総数は135,000株(平成21年9月30日現在の当社の普通株式の51.2%に相当))全ての引受け及び払込を行います。本新株式の発行総額は750,003,552円、本新株予約権の発行総額は69,743,160円、本新株予約権の行使により払い込むべき金額(本新株予約権の発行時における行使価額を前提とします。)の総額は702,270,000円です。
- ② NIS バリュアアップ・ファンド3号は、本新株式及び本新株予約権の発行後、当社株主総会での承認を前提として、当社に過半数の取締役を派遣する予定です。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

発行価額の総額(新株予約権の行使による調達額を含む。)	1,522,016,712円
発行に係る諸経費	40,000,000円
差引手取概算額	1,482,016,712円

<内訳>

①本新株式の発行

発行価額の総額	750,003,552円
発行に係る諸経費	25,000,000円
差引手取概算額	725,003,552円

②本新株予約権の発行

新株予約権の発行価額の総額に当該新株予約権の行使により払い込むべき金額の合計額を合算した額	772,013,160円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	(69,743,160円)
(新株予約権の行使による調達額)	(702,270,000円)
発行に係る諸経費	15,000,000円
差引手取概算額	757,013,160円

なお、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に係る諸経費は、登録免許税、登記費用、提出書類の作成費用、本新株予約権の発行価額の算定費用その他諸費用で40,000,000円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① システム開発資金	400,000,000 円	平成 21 年 12 月～ 平成 22 年 3 月
② 人件費等の販売管理費	325,003,552 円	平成 21 年 12 月～ 平成 22 年 3 月

新株発行により調達する差引手取額概算 725,003,552 円につきましては、システム開発資金及び人件費等の販売管理費に充当する予定です。

具体的な内容といたしましては、平成 22 年 3 月期において、システム開発関連資金として 4 億円程度、残金を人件費等の販売管理費に充当する予定としております。また従来より当社が計画しておりましたシステム開発につきましては、平成 22 年 3 月期末までに、不動産事業者・従事者向けのソリューションシステムである新マザーズオークションシステムが完成する予定であり、今後当社は、このソリューションシステムに係るサービスを提供することによりトランザクションフィーや広告料収入等による売上を見込んでおります。

本新株予約権発行により調達する資金の使途は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 本業務提携に伴うシステム開発等の事業展開に要する資金及び人件費等の販売管理費	757,013,160 円	平成 22 年 1 月～ 平成 23 年 3 月

本業務提携に伴うシステム開発等の事業展開に係る資金及び人件費等の販売管理費に充当する予定であります。

具体的な内容として、本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額については、人件費等の販売管理費等に充当する予定であります。

また本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、原則として、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使による調達する差引手取概算額を充てる予定の上記システム開発資金の詳細及び支出予定時期は現時点で未定であり、行使による払込みがなされた時点で具体的に決定いたします。

なお、株価の影響により、本新株予約権が行使されない場合の資金需要につきましては、資金調達に対する協力についてのご承諾を NIS バリュースアップ・ファンド 3 号より得ております。

なお、当社は、上記各差引手取概算額を、上記各使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループを取り巻く厳しい事業環境の下で、既定の収益改善計画を推進するためには、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の健全化と強化を図り、既定の収益改善計画を推進することが当社の企業価値の向上を図る上で不可欠であると考えております。また現在の先行き不透明な経営環境下では、借入金等の間接金融による資金調達が困難であること及び当社の資金需要日程等に鑑み、負債性資金調達又は公募増資若しくは株主割当増資ではなく、第三者割当増資による資金調達を選択いたしました。上記の資金使途は、当該収益改善計画推進のために不可欠な設備投資や当社の事業継続に不可欠な運転資金であり、合理的なものであると判断いたしました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

本新株式の発行価額の算定については、本新株式発行に係る取締役会決議の前日における株式会社東京証券取引所公表の当社普通株式の終値 5,780 円を基準として、割当予定先との協議のうえ、当該終値から 10%ディスカウントの 5,202 円に決定いたしました。当社といたしましては、当社普通株式の流動性、取引量、株価の推移等を勘案すると当該ディスカウントの割合は合理的であると考えております。

なお、当該新株式の発行に関し、監査役 3 名（社外監査役 2 名を含む。）全員は、本新株式の発行価額が、上記算定根拠を含めて総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見を述べております。

②本新株予約権

本新株予約権の発行価額は、当社から独立した第三者機関に算定を依頼した上で決定しております。当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考として、当社が公正な価格であると判断した上で、本新株予約権 1 個当たりの発行価額を 258,308 円（1 株当たり 516.616 円）といたしました。

また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は別紙 2 記載の第三者割当増資による本新株予約権の発行要項第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 21 年 12 月 8 日）の株式会社東京証券取引所公表の当社普通株式の終値 5,780 円の 10%ディスカウントの 5,202 円といたしました。

なお、当該本新株予約権の発行に関し、監査役 3 名（社外監査役 2 名を含む。）全員は、本新株予約権の発行価額が、上記算定根拠を含めて、また株式会社プルータス・コンサルティングの評価書等も総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見

を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当の方法による本新株式の発行により新たに増加する株式 144,176 株は、平成 21 年 12 月 9 日現在の当社の発行済株式総数 263,562 株の約 54.7%にあたります。また、今回の第三者割当の方法による本新株予約権の全てが行使価額で権利行使された場合に新たに増加する株式 135,000 株は、同日現在の当社の発行済株式総数 263,562 株の約 51.2%にあたります。したがって、今回の第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の発行により新たに増加する株式合計 279,176 株は、同日現在の当社の発行済株式総数 263,562 株の約 105.9%にあたります。

なお、当社は単元株式制度は採用しておりません。

さらに、当社は、平成 21 年 6 月 12 日付の取締役会決議に基づき、新株式 8,222 株及び新株予約権 200 個（発行時の潜在株式数 53,600 株）を、また、同年 7 月 23 日付の取締役会決議に基づき、新株式 7,547 株を、いずれも第三者割当の方法により発行しております。なお、当社は、当該新株予約権の取得条項に基づき、平成 21 年 12 月 9 日付で当該新株予約権の保有者である Generation Capital Ltd. に対し、平成 22 年 1 月 25 日に、当該新株予約権全てを 1 個あたり 50,089 円で購入する旨の通知をしております。これら同年 6 月 12 日以降に第三者割当の方法により発行された株式（本新株式の発行及び本新株予約権の行使により新たに増加する株式数を含み、平成 21 年 6 月 12 日付の取締役会決議に係る新株予約権の行使により増加すべきであった株式数を含む。）合計 348,545 株は、同年 6 月 11 日時点の発行済株式数 247,793 株の約 140.7%にあたります。

これにより、結果として当社普通株式の 1 株あたりの株式価値及び持分割合が大幅に希薄化することとなりますが、当社は、当社グループを取り巻く厳しい事業環境の下で、既定の収益改善計画を推進するためには、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題であると考えており、今回の第三者割当の方法による本新株式の発行及び本新株予約権の発行は、必要不可欠のものであり、本新株式の発行に係る発行数量及び本新株予約権の全てが権利行使された場合に発行される株式数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

また、経営から一定程度独立した第三者委員として選定された鈴木隆弁護士（京総合法律事務所）の意見については下記＜企業行動規範上の手続き＞をご参照下さい。

当社は、今回の第三者割当の方法による本新株式の発行及び本新株予約権の発行により、当社の中長期的な企業価値の向上を図っていく所存でございます。既存株主の皆様におかれましては、当社の現状をご理解いただき、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

7. 業務資本提携の相手方である割当予定先の選定理由等

(1) 業務資本提携の相手方である割当予定先の概要

新株式及び新株予約権

(1)	名 称	NIS バリュアアップ・ファンド3号投資事業組合	
(2)	所 在 地	東京都中央区日本橋小伝馬町 10 番 1 号	
(3)	設 立 根 拠 等	民法に基づく任意組合	
(4)	組 成 目 的	投資事業	
(5)	組 成 日	平成 21 年 12 月 8 日	
(6)	出 資 の 総 額	2,000,000,000円 (予定)	
(7)	出資者・出資比率・ 出資者の概要	株式会社シルバーアロー・モバイル	15.0%
		ニッシン債権回収株式会社	10.0%
		株式会社テック・インデックス	10.0%
		株式会社ベンチャー・リンク	10.0%
		中小企業サービス機構株式会社	10.0%
		中小企業債権回収機構株式会社	10.0%
		中小企業信販機構株式会社	10.0%
		NIS グループ株式会社	1.5%
		エヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社	0.5%
		その他の会社	23.0%
(8)	業務執行組合員の 概 要	名称：エヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社 所在地：東京都中央区日本橋小伝馬町 10 番 1 号 代表者の役職・氏名：代表取締役 平田 陽一 事業内容：投資組合運営 資本金：22,500,000 円	
(9)	当社と割当予定先との関係		
	資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

関連当事者への 該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
-----------------	---------------------------------------------------------------

(注) 上記は、平成21年12月9日現在のものです。

※ なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成21年6月29日における新株式の発行及び新株予約権の発行並びに平成21年8月7日における新株式の発行後、当社の株価が当該新株予約権の行使価額を大幅に下回る水準となるなど、当社の想定した当社の資金需要に応じた新株予約権の行使価額の払込みによる資金調達が必ずしも期待できない状況になっていること、また、平成21年11月12日に業績予想の下方修正を行っていることなどから、当社グループを取り巻く経営環境はなお厳しい状況にあり、安定的に当社の収益改善計画を推進するためには、当社の財務基盤の健全化・強化を図ることが不可欠と考え、発行登録制度の枠組みを活用することを中心に追加的な資本増強策を幅広く検討してまいりました。かかる検討を経て、当社は、当社の自己資本の充実及び財務基盤の健全化・強化に向けた資本政策の一環として、NIS バリュースアップ・ファンド3号を割当予定先とする本新株式の発行及び本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。

NIS バリュースアップ・ファンド3号は、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる体制を構築していく」というビジョンを共有する独立企業同士のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」に加盟するニッシン債権回収株式会社は債権管理・回収事業を、株式会社テック・インデックスはシステム開発事業を、株式会社ベンチャー・リンクはビジネスマッチング事業を、中小企業サービス機構株式会社は経営支援事業を、中小企業債権回収株式会社は企業再生事業を、中小企業信販機構株式会社は金融事業をそれぞれ営んでおります。また株式会社シルバーアロー・モバイルはモバイル&ソリューション事業を営む株式会社インデックス・ホールディングスの子会社としてIT事業投資を営んでおります。

当社は、喫緊の課題である財務基盤の健全化・強化及び資本増強策についてNISグループと協議・検討を行ってまいりました。その結果、NISグループが加盟する中小企業振興ネットワークに加盟する企業が主として出資し、NISグループの子会社であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社が業務執行組合員となっているNIS バリュースアップ・ファンド3号を割当先として検討を開始いたしました。

当社は、NISグループ及び本出資者と業務資本提携に関する協議を重ねた結果、当社がNIS バリュースアップ・ファンド3号の子会社又は関連会社となることにより、中小企業を主な顧客層としたそれぞれの事業運営を行う本出資者により構成されるNISバ

リユアアップ・ファンド3号との業務提携を通じて、当社の事業推進における大きなナジー効果を期待できるものと考え、当社の財務基盤の健全化・強化に加え、有効な業務提携関係を構築できるという認識にいたり、NIS バリュアアップ・ファンド3号を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である NIS バリュアアップ・ファンド3号からは、当社の財政状態をよくご理解いただき、長期的に安定的な資金が必要との判断から、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を事業提携を前提として中長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、NIS バリュアアップ・ファンド3号が本新株式を払込期日から2年以内において譲渡する場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を遅滞なく当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、NIS バリュアアップ・ファンド3号より確約書を受領する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、NIS バリュアアップ・ファンド3号の業務執行組合員であるエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社から、本株式及び本新株予約権の払込みに要する金額に相当する金額の金銭を確保し、払込みを行う旨の確約書を取得しており、また、NIS バリュアアップ・ファンド3号の組合員間で締結された組合出資契約書の写しを入手し、当該契約において各組合員が、本新株式及び本新株予約権の引受のために NIS バリュアアップ・ファンド3号への出資義務を負うことを確認した上で、主な出資者の直近の財務諸表等から払込みに要する財産を保有しているものと判断し、さらにエヌ・アイ・ストラテジック・パートナーズ株式会社が業務執行組合員を務めるその他の組合の過去の引受実績も鑑み、割当予定先の払込みに支障はないと判断いたしました。

(5) その他の重要な契約

業務提携契約を締結している以外、重要な契約はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 21 年 12 月 8 日現在)		募 集 後 (本新株式の第三者割当増資後)	
池添 吉則	8.80%	NIS バリュアアップ・ファンド 3 号投資事業組合	35.36%
杉野 公彦	3.41%	池添 吉則	5.69%

国際航業ホールディングス株式会社	2.86%	杉野 公彦	2.20%
大和ハウス工業株式会社	2.09%	国際航業ホールディングス株式会社	1.85%
ジョン&フェロー・ホールディングス有限会社	1.85%	大和ハウス工業株式会社	1.35%
バンク オブ ニューヨーク シーシーエム クライアント アカウツ シェピード アーリーシーアティアイシー 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	1.12%	ジョン&フェロー・ホールディングス有限会社	1.20%
松岡 忠幸	1.06%	バンク オブ ニューヨーク シーシーエム クライアント アカウツ シェピード アーリーシーアティアイシー 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	0.72%
神谷 紀男	0.87%	松岡 忠幸	0.68%
藤井 衛	0.64%	神谷 紀男	0.56%
エスアイエックス エスアイエス エルティエティー 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	0.63%	藤井 衛	0.41%

募 集 後（本新株予約権が全部行使された場合）	
NISバリュアアップ・ファンド 3号投資 事業組合	51.44%
池添 吉則	4.27%
杉野 公彦	1.65%
国際航業ホールディングス株式会社	1.39%
大和ハウス工業株式会社	1.01%
ジョン&フェロー・ホールディングス有限会社	0.90%
バンク オブ ニューヨーク シーシーエム クライアント アカウツ シェピード アーリーシーアティアイシー 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	0.54%
松岡 忠幸	0.51%
神谷 紀男	0.42%

9. 日程

平成 21 年 12 月 9 日（本日）	当社取締役会決議、業務資本提携の締結
平成 21 年 12 月 25 日（予定）	本株式及び本新株予約権の発行期日

10. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株式の発行及び本新株予約権の発行が当社グループの業績に与える影響については、今後精査していく予定ですが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株式の発行及び本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図り、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

<企業行動規範上の手続き>

本新株式の発行及び本新株予約権の第三者割当の方法による発行により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになります(上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照下さい。)。そこで、当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手をいたしました。

具体的には、当社は、経営者から一定程度独立した者である鈴木隆弁護士(京総合法律事務所)に対し、当該第三者割当による資金調達必要性、本株式及び本新株予約権の発行条件及び方法の相当性等につき説明をいたしました。その結果、当社は、平成 21 年 12 月 9 日付で、本新株式の発行及び本新株予約権の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本新株式及び本新株予約権の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を鈴木隆弁護士より取得しております。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 19 年 8 月期	平成 20 年 8 月期	平成 21 年 3 月期
連 結 売 上 高	53,404 百万円	23,645 百万円	5,249 百万円
連 結 営 業 利 益	5,459 百万円	△4,557 百万円	△1,865 百万円
連 結 経 常 利 益	4,158 百万円	△5,769 百万円	△2,234 百万円
連 結 当 期 純 利 益	2,301 百万円	△26,122 百万円	△3,452 百万円

1株当たり連結当期純利益	9,327.84円	△105,426.62円	△13,932.23円
1株当たり配当金	2,000円	0円	0円
1株当たり連結純資産	130,001.87円	23,358.66円	7,843.38円

*平成21年3月期は7ヶ月間の変則決算になっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成21年12月9日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	263,562株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	59,860株	22.7%

(注)平成22年1月25日消却予定のGeneration Capital Ltd.へ割り当てた潜在株式53,600株を含みます。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年8月期末日	平成20年8月期末日	平成21年3月期末日
始 値	285,000円	114,000円	10,050円
高 値	319,000円	186,000円	16,450円
安 値	102,000円	10,000円	1,985円
終 値	112,000円	10,450円	5,170円

*平成21年3月期は7ヶ月間の変則決算になっております。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	15,280円	17,110円	16,000円	14,050円	8,700円	8,400円
高 値	24,850円	17,460円	17,440円	14,550円	11,310円	8,960円
安 値	14,500円	11,530円	14,000円	7,820円	6,500円	4,050円
終 値	17,220円	15,610円	14,050円	8,800円	8,700円	5,400円

③ 発行決議日前日における株価

	平成21年12月8日
始 値	5,870円
高 値	5,900円
安 値	5,780円
終 値	5,780円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

発行期日	平成21年6月29日
調達資金の額	146,351,600円(差引手取概算額:132,351,600円)
発行価額	17,800円
募集時における発行済株式数	247,793株
当該募集による発行株式数	8,222株
募集後における発行済株式総数	256,015株
割当先	Generation Capital Ltd. 5,610株 全宅ファイナンス株式会社 561株 全宅住宅ローン株式会社 561株 JR Asset Management Co., Ltd. 1,490株
発行時における当初の資金用途	システム開発資金及び人件費等の販売管理費
発行時における支出予定時期	平成21年6月29日～平成22年3月31日
現時点における充当状況	差引手取金概算額に相当する額については、上記資金用途に記載のとおり支出しております。

・第三者割当の方法による新株予約権発行

発行期日	平成21年6月29日
調達資金の額	1,011,801,800円(発行価額と行使価額の合計額) (差引手取概算額:940,801,800円)
募集時における発行済株式数	247,793株
割当先	Generation Capital Ltd. 200個
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:53,600株
現時点における行使状況	行使済株式数:0株 (残高 200個、現在の行使価額 18,690円)
発行時における当初の資金用途	システム開発資金及び人件費等の販売管理費

発行時における 支出予定時期	平成21年6月29日～平成22年3月31日
現時点における 充 当 状 況	新株予約権は行使されておらず、上記資金用途には充当されておられません。 なお、当社は、平成21年12月9日付で当該新株予約権の保有者である Generation Capital Ltd. に対し、平成22年1月25日に当該新株予約権全て を1個あたり50,089円で購入する旨の通知をしております。

・第三者割当の方法による新株式発行

発 行 期 日	平成21年8月7日
調 達 資 金 の 額	99,997,750円（差引手取概算額：98,997,750円）
発 行 価 額	13,250円
募集時における 発行済株式数	256,015株
当該募集による 発行株式数	7,547株
募集後における 発行済株式総数	263,562株
割 当 先	国際航業ホールディングス株式会社 7,547株
発行時における 当初の資金用途	システム開発資金
発行時における 支出予定時期	平成21年8月7日～平成22年3月31日
現時点における 充 当 状 況	差引手取金概算額に相当する額については、上記資金用途に記載のとおり支 出しております。

12. 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動

(1) 異動に至った経緯

本新株式の割当予定先である NIS バリュースアップ・ファンド3号は、本新株式の割当
てにより、新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる見込みで
あります。

(2) 新たに当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となるもの

①当該株主の概要

名称 NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合

なお、所在地等の概要につきましては、上記7（1）をご参照ください。

②当該株主の所有株式及び議決権数並びに総株主の議決権数に対する割合

	議決権数 (所有株式数)	総株主の議決権数 に対する割合	大株主順位
異動前	0個 (0株)	-	-
異動後	144,176個 (144,176株)	35.4%	第1位

(3) 異動年月日

平成21年12月25日(予定)

(4) 開示対象となる非上場会社の親会社等の変更の有無

NISバリューアップ・ファンド3号は、民法に基づく任意組合であり、開示対象となる非上場の親会社等には該当いたしません。

(5) 今後の見通し

NISバリューアップ・ファンド3号は、本新株式および本新株予約権の発行以降、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができると見込まれています。

(別紙1)

新株式（第三者割当て）

発行要項

- | | |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 発行する募集株式の数 | 普通株式 144,176 株 |
| 2. 募集株式の割当方法及び割当予定先 | 第三者割当の方法により、すべての募集株式をNIS バリュアアップ・ファンド3号投資事業組合に割り当てる。 |
| 3. 募集株式の払込金額 | 1株につき 金5,202円（合計金750,003,552円） |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 金375,001,776円
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 5. 申込期日 | 平成21年12月25日 |
| 6. 払込期日 | 平成21年12月25日 |
| 7. その他 | |
| (1) | 上記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 |
| (2) | 前各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力が発生しており、当該効力が停止していないこと、及び、発行登録追補書類の提出がなされていることを条件とする。 |

(別紙2)

株式会社アイディーユー第2回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アイディーユー第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 69,743,160 円
3. 申込期日 平成 21 年 12 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 21 年 12 月 25 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を NIS バリュースアップ・ファンド3号投資事業組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 135,000 株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は 500 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、

適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 270 個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金 258,308 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 5,202 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日(無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含

む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 21 年 12 月 25 日から平成 26 年 12 月 24 日(但し、平成 26 年 12 月 24 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配値を含む。)のない日を除く。)連続して本新株予約権の行使価額の 200%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、制限を設けない。但し、新株予約権者は、譲渡を行う場合、事前に当社に対して通知するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を

行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 備後町支店
株式会社関西アーバン銀行 本店営業部
株式会社みずほ銀行 大阪支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を258,308円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成21年12月8日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値5,780円の90%とした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役

役社長に一任する。

- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力が発生しており、当該効力が停止していないこと、及び、発行登録追補書類の提出がなされていることを条件とする。